

都市再開発法（昭和26年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 組合の名称
高松丸亀町商店街A街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
変更前 平成14年10月22日から平成19年3月31日まで
変更後 平成14年10月22日から平成20年3月31日まで
- 3 施行地区
高松市丸亀町の一部及び片原町の一部
- 4 事務所の所在地
高松市丸亀町13番地2
- 5 設立認可の年月日
平成14年10月15日
- 6 事業計画の変更認可の年月日
平成19年3月26日